

「第3期あま市子ども・子育て支援事業計画素案」に対する、子ども・子育て会議委員からの意見について

子ども・子育て会議委員からいただいた意見に対する事務局の回答は次のとおりです。

	意見	回答
1	P18～P19 保育園の状況、認定こども園の状況 この数字を見ると現状は定員数を利用児童数が下回っており、保育の需要が下がってきていることを示しています。しかし、3歳未満児についてはその定員を上回る利用希望がある状況も見られるという実情を明記しないと、今後の量の見込みの判断を誤ることになります。年齢や地域によって部分的に需給バランスの調整が必要という表現でもよいと思います。	本章では「子ども・子育てを取り巻く現状」についてデータを示している部分であり、各施設の総利用児童数の増減を記載しております。 3歳未満児の保育施設の利用にかかる実情と定員確保の必要性については、P34「3現状・課題の整理（1）」の第1段落及びP68「3幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保方策」の「今後の方向性」に記載しております。 なお、第2期計画期間の定員と利用児童数との関係については、実態がより明確となるよう、P66「3幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保方策」の「実績の推移」に確保量（定員）を追記いたします。
2	P26 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況 利用している事業で幼稚園が最も多くという分析は実態とあっているのでしょうか。ここではあくまでアンケート回答者の所属という程度の表記にとどめるべきです。もしくは分析としては、保育所と認定こども園で6割を超えているという実態を取り上げるべきなのか、どうかということです。こういう書き方をすると、もっと1号の枠を増やす必要があるように思います。しかし、実際には3号の枠を増やさなければならないのが実態です。こういう分析を何のコーティングもなく記述してしまうと、利用定員引き下げ等の良くない根拠になりかねません。また、名称は幼稚園であっても認定こども園となっているところもあり、回答者の錯誤も考えられます。	各施設の利用実績と回答内容に不一致がみられるため、「と最も高く」を削除し、客観的な回答状況の記載のみとします。

	これは次回以降のアンケート調査の際に留意すべき事項であると思います。 本来は、1号と新制度以外の幼稚園、2号、3号で見ていかないと現状では実態がとらえにくくなっていると考えます。	
3	P 3 2～P 3 3 子育て環境に対する満足度 全体として満足度が下がっている状況に対して、今回の計画でどのように改善するのかという明確な方針がその後の「現状・課題」や計画の中で示されていません。子育てに伴う経済的支援や就学前児童の保育サービスの充実については平成30年と比べて大きく下がっており、課題として明記あるいは理由の分析は必要ではないでしょうか。	子育てに伴う経済的支援の満足度の低下については、P 3 5「3現状・課題の整理（2）」に記載しております。 保育サービスの充実の満足度の低下については、低下率が1割未満であったため記載しておりませんでした。他の項目と比較すると変化が大きいため、P 3 4「3現状・課題の整理（1）」の第2段落末に、「加えて、『保育サービスが充実している』と回答した割合は、就学前では5年前の調査より約1割減少しています。」を追記いたします。
4	P 3 4～P 3 6 現状と課題の整理 全体として、アンケート調査の結果に基づく記述が少ないのではないのでしょうか。本当に課題となるところの結果が示されず、したがって課題が抽象的になっている感がみられるように思います。以下、いくつか具体的に例示します。 （1）「子どもの豊かな感性と生きる力を育みます」について 平日に定期的に利用したい教育・保育事業で認定こども園が約5割となっているのは、第2期計画期間において、あま市の教育・保育事業を行う施設において認定こども園の移管が多くあり、利用定員比を考えれば5割という数字は保護者の意識が幼稚園や保育所から認定こども園に変わったというよりは、行きたいと思っている・近所にある施設が認定こども園になったということではないのでしょうか。したがって、特にこの点について現状や課題で取り上げるべき重要事項ではないと考えます。併せて、その次の段落の「そのた	（1）平日に利用したい教育・保育事業」として認定こども園の割合が増加した要因として、幼稚園・保育園から移行した施設が多くあったことが大きいと考えられますが、これは教育・保育の提供体制が大きく変化し、相対的に認定こども園の利用意向が高まったことを示唆していることから、本市の現状として記載しております。 「そのため、教育・保育のニーズを適正に把握し、(略)」では、本市の教育・保育の提供体制の変化や利用者の希望年齢等を合わせて考慮する必要があると考えております。 「また、全ての子どもは、障がいの有無に関わらず、(略)」について

め」とは何を指しているのかがわかりにくくなっています。1歳から利用したいということだけなのか、認定こども園の記述の部分も含まれるのかどちらでしょうか。 「また、全ての子どもは障がいの有無に関わらず、その健やかな成長のために適切な教育・保育の機会が与えられる必要があります」とは、内容はもっともなのですが、具体的にどのような現状を基にここにあげられており、どのような課題があるのかが示されていません。これについてはご説明をいただく必要があると思います。また、受け入れ体制の充実を図る必要があるとの課題が示されていますが、計画においては障がい児にかかわる事業において現状維持で充実が図られた点がないように思いますが、ここで課題とされている点をどのように取り組まれていく計画であるのかお示しいただきたく思います。	は、本市における0～18歳未満の療育手帳所持者数が増加傾向にあること、小学校・中学校の特別支援学級在学者数が増加している現状を踏まえており、障がいや発達に遅れがある子どもでも、教育・保育施設、放課後児童クラブ等で加配対応するなど、既存の事業の枠組みを維持した上で、充実を図りたいと考えております。
(2)「家庭における子育てを支援します」について 家庭における支援が「要支援」の家庭の記述にとどまっているのではないのでしょうか。家庭における子育て支援は広く一般の地域の子育て家庭に対して行われるものであり、かつ家庭で子育てに対する充実感を感じられるようにしていく施策がこれから求められています。保護者の育児能力の充実と補完をする支援が必要です。こうした記述を新たな事業が検討されようとする今期の計画では記述する必要があるのではないのでしょうか。要支援以外の家庭が物価高騰の記述のみになっているように思われます。 「また、生まれ育った家庭や様々な事情から～(略)」の段落では、どのようなことからそうした現状があると述べているのでしょうか。ここは、次の段落のアンケート結果を示したうえで、一般論と	(2)本市では、令和6年度にこども家庭センターを設置しており、令和7年度には地域子育て相談機関を設置する予定です。これらを踏まえ、こども家庭センターを中心に妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援を行う体制の整備が重要であることを記載しております。 「また、生まれ育った家庭や様々な～(略)」については、ひとり親家庭の子どもを対象に、学習支援や相談等を行う、ひとり親家庭の子ども生活・学習支援事業への参加者がいることなどを踏まえ、記載しております。

	してこういうこともあることから、支援が必要と書いた方がよいのではないのでしょうか。	
	（３）「地域における全ての子どもの育ちを支えます」について 初めの３つの段落については、（４）の内容ではないのでしょうか。ここに記載されているのはなぜか疑問に思いました。 次に、アンケート結果で「地域で子どもを見守る環境が整っている」がそう思われていない割合が高いことを示され、社会全体で子どもの安全を守るという機運を高める必要性を述べています。機運を高めるという課題の方向性は全くその通りです。しかし、あま市はこうした取り組みをしていないのでしょうか。本計画の中にある見守り隊は文部科学省から視察を受けるなど高い評価を受けており、コミュニティ活動の推進などもこうした事業を含むところが多くあります。しかし、こうした取り組みについて市民全体があまり知らない、関心がないということが現状なのではないのでしょうか。このあたりを整理して記述する必要があるように思います。	（３）第１段落については、仕事と子育ての両立の推進に関する内容のみであるため、削除いたします。第２、３段落については、仕事と子育ての両立を推進するだけでなく、こどもが安心できる居場所づくりにも該当することから、（３）「地域における全ての子どもの育ちを支えます」にて記載しております。 子ども見守り隊などの取組を市民が知らないことが要因であるとも考えられますが、アンケートの結果、「地域で子どもを見守る環境が整っている」と回答した割合が低かったことを踏まえ、社会全体で子どもの安全を守るという機運を高め、連携体制を構築していくことの必要性を記載しております。
	（４）「仕事と子育ての両立を推進します」について これまでの計画もそうなのですが、なぜワークライフバランスのことがここで課題として出てこないのでしょうか。その結果、本事業においては雇用主側に対する事業が講演会等の意識啓発にとどまってしまうのではないかと思います。 また、父親の育児休業取得・育児参加促進に対する課題についてももっとしっかりと記述していくべきです。第２期計画期間に父親の育児休業取得促進が制度的に進められてきています。 以上の点については、せっかく基本目標の４の所に記述があることです。ですから、課題として示しておく必要があると考えます。	（４）ワークライフバランスの必要性については、第５段落「今後は、父親・母親問わず子育て家庭の保護者が、（略）」に記載しております。 また、第４段落に、父親の育児参加の割合や育児休業取得率は、母親と比較すると、低い水準にあることを追記いたします。

5	P 4 0 基本目標 基本目標 1 について 第 2 段落で後半の「子どもの自主性や社会性の育成～支援していきます」は第 1 段落の内容と重なるので、文章を整理されてはいかがと思います。 1 段落目 子どもが健やかに安心して成長することを支援 2 段落目 安心して子育てができる取り組み 3 段落目 様々なニーズへの取り組み	第 1 段落では、子どもが健やかに成長するための、教育・保育、学校教育の充実について記載、第 2 段落では、家庭の子育て・教育力の強化について記載していますので、原案のとおりといたします。
6	P 4 5 施策（1）No.4 1 歳児保育事業 この事業は既に配置基準の省令改正が示されており、第 3 期計画の途中で加算措置等行われるものです。そのため、公立に対する事業がどうなるかわかりませんが、いずれにしても今期は削除してもよいのではないのでしょうか。	こども未来戦略加速化プランでは、1 歳児の配置基準について 2 0 2 4 から 2 0 2 8 までの早期に 6 : 1 から 5 : 1 への改善を勧めることとされており、これに伴い私立施設には施設型給付の加算、公立には交付税措置といった財政措置が見込まれております。補助制度としては期間中の終了が見込まれること、また、現在本補助金を活用している私立施設がないことから、本事業は削除いたします。
7	P 4 7 施策（2）No.4 教育相談センターの充実 アンケート結果から、いじめが近年増加してきています。こうしたことへの対処として事業が現状維持でよいのでしょうか。	市の統計では、いじめの認知件数は年間 8 0 件前後で推移しており、高い認知件数は、学校側が軽微だと思わるものも含めて、見過ごすことなく慎重に認知していこうという姿勢の表れだと考えております。引き続き、数字だけにとらわれることなく、その原因の調査や対策に取り組み、生徒・児童の問題の解決に努めてまいります。
8	P 4 7 施策（2）No.7 特色ある学校づくりの推進 現状維持とありますが、現状ではどのような取り組みをされているのでしょうか。	教師の資質向上を図り学校の教育力を高める事業や豊かな心づくりとたくましい体力づくりに関する事業など、各学校で話し合われた「夢を実現し、魅力ある学校づくり」を目指し、従来の市内一斉横並びの学校づくりではなく「やれる学校から やれることから」を始める事業となっております。

9	P 4 8 施策（3）No.1 5歳児健診のことがどこかに記述されていましたが、ここでは記述しないのでしょうか。	5歳児健診については、実施に向けた取組を進めているところです。ご指摘の項目ではなく、51ページの施策（1）No.7「乳幼児健康診査事業」に追記することとし、方向性を「拡充」に変更いたします。
10	P 4 8 施策（3）No.2 発達支援 No.8, 13～15とここでの事業と区別があるのでしょうか。具体的に異なる事業を行っているのでしょうか。 また、臨床心理士等を各園や学校で招聘できるように市として事業化・補助事業実施を新たに検討することを求めます。	障がい児等保育実施委員会、療育等連絡会議及び障がい児等保育事業については、本市の障がい児等保育の実施に当たって相関関係にありますが、それぞれの役割として分けて記載しております。 また、後段のご要望については、子ども・子育て会議ではなく、園長会等の別の機会に検討させていただきます。
11	P 4 9 施策（3）No.15 児童発達支援センター事業 この事業については関係機関との連携をより拡充するためNo.13・14にセンターが参画するように方向性の「拡充」を求めます。	障がい児等保育実施委員会及び療育等連絡会議では、児童発達支援センターの出席が必要と思われるケースについて個別に対応することとしております。また、児童発達支援センターに相談がある事案については、ケース資料の作成等における協力を今後も継続して行っております。
12	P 5 3 施策（2）No.9 講座・教室の開催 事業名をわかりやすく変更するべきと考えます。	事業名を「親子対象の講座・教室の開催」に変更いたします。
13	P 6 1 施策（1） 「父親の積極的な家事・育児への参画を促進するための啓発や取り組みを行います」 →具体的な取り組みが主な取り組みの中に示されていません。	性別に関係なく多様な生き方を選択できるという意識の定着を目的に、女性活躍推進に関する講演会や映画上映会、子どもや孫と一緒に参加できる男性を対象とした家事等実践講座などを実施しています。P61の男女共同参画事業の事業概要では、これらを踏まえ、各種講演会等を開催することを記載しております。
14	P 6 2 施策（2） 「様々な子育て支援サービスについての相談、情報提供や関係機関との連絡調整」とあるので、利用者支援事業や地域子育て支援拠点事業なども挙げるべきと考えます。	基本施策の内容を踏まえ、「子育てコンシェルジュ事業」を再掲として追記いたします。

15	P 6 9 地域子育て機関について表の下に説明を加えた方がよいのではないのでしょうか。	地域子育て相談機関の説明は、P 7 0「今後の方向性」と併せて記載しております。
16	P 7 0 (2) 延長保育事業 「通常の利用時間以外において」→「認定を受けた利用時間外において」	実務上の用語としてはご指摘のとおりですが、国要綱でも「通常の利用時間以外において」を用いており誤りではないこと、第1期及び第2期計画でも同様の語句を用いていることから、原案のとおりといたします。
17	P 7 8 幼稚園以外の一時預かり事業の量の見込み・確保の内容 令和7年度については従来実績を踏まえ5500程度の見込みを立てる必要があると思います。令和8年度以降は誰でも通園制度が始まることを受けて原案通りでよいと思います。	令和5年度実績値、令和6年度見込み値(4,693人日)及び人口の見込みより推計した数値のため、令和7年度については原案のとおりといたします。
18	P 8 4 ①認定こども園特別支援教育・保育事業 実績の推移→数字の根拠を教えてください。どのようなお子さんが対象ですか。 また、量の見込みは増えていることから数字の根拠にもよりますが、8では少ないように思います。	対象は、設置主体が社会福祉法人の幼保連携型認定こども園における1号認定子どもにかかる加配数です。量見込みの8人は令和2年度から5年度までの平均値としております。
19	P 8 5 ②地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援 これはどのような事業を対象としているのでしょうか。その点を教えてください。従いまして、人数の妥当性が判断しかねます。	幼児教育・保育の無償化の給付対象となっていない施設(外国人を主な対象とするもの等)の利用料を補助する事業が対象となっております。量見込みについては、現状対象者がいないため、これまでの実績を考慮し1人としております。
20	パブリックコメントの実施でどのぐらいのどんな意見が寄せられたのでしょうか。実際、子育て会議に参加しても、何を決めているのか分かりづらいです。	第2期計画策定時の意見は0件でした。 第1期計画策定時の意見は1件であり、内容は次のとおりです。

		ご意見の概要と市の考え方 <table><tr><th>ご意見の概要</th><th>ご意見に対する本市の考え方</th></tr><tr><td>37ページ 読み聞かせ・紙芝居事業について 事業内容に基目寺公民館で・・・とありますが、平成24年4月より乳児健診時（4か月）終了後に保健センターにてボランティアによる読み聞かせがスタートしています。 あま市として実施していることだと思いますので、事業内容に入れていただけるといいと思います。</td><td>ご意見のありました、保健センターでの読み聞かせにつきましては、事業内容に入れさせていただきます。</td></tr></table> 今後、子ども・子育て会議が分かりやすい内容となるよう、工夫に努めてまいります。	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方	37ページ 読み聞かせ・紙芝居事業について 事業内容に基目寺公民館で・・・とありますが、平成24年4月より乳児健診時（4か月）終了後に保健センターにてボランティアによる読み聞かせがスタートしています。 あま市として実施していることだと思いますので、事業内容に入れていただけるといいと思います。	ご意見のありました、保健センターでの読み聞かせにつきましては、事業内容に入れさせていただきます。
ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方					
37ページ 読み聞かせ・紙芝居事業について 事業内容に基目寺公民館で・・・とありますが、平成24年4月より乳児健診時（4か月）終了後に保健センターにてボランティアによる読み聞かせがスタートしています。 あま市として実施していることだと思いますので、事業内容に入れていただけるといいと思います。	ご意見のありました、保健センターでの読み聞かせにつきましては、事業内容に入れさせていただきます。					
21	P88 こども誰でも通園制度 乳幼児やその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談とは誰がどこで面談するのですか。 国からの実施詳細が提示されていないようですが、他県では実施しているところもあるので、どのように実施していて、現場はどのような感じなのか知りたい。それを踏まえて市としても取り決め出来るのでは。 一時預かりに、里帰り出産で利用される方が増えています。あま市内では美和こども園だけが、他県の受け入れをしています。 あま市に住民票がなくても、利用が出来るように他園とも協力して、一人でも多く利用出来ればと思っています(利用日数も含め)。	面談等につきましては、こども誰でも通園制度を実施する施設において、保育士等が利用前や送迎時に実施することが想定されます。これは、こども誰でも通園制度の事業の目的に「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する。」とあることから、子どもや家庭の支援も期待されるためあります。 試行的実施を進めている他市における個別の状況は把握しておりませんが、国の説明会等では「一時預かり事業」との差別化の難しさがあるといった意見や、一方では施設の魅力を発信できたとの声もあるようですので、引き続き情報収集に努めてまいります。 また、現状の一時預かり事業につきましては、公立保育園では市内在住者の利用としております。市外の利用者の受け入れについては、利用実態を踏まえ慎重な検討を要することとなりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。				

【お詫びと訂正】

議事説明書の第5章に関する部分で、「5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保」及び「6 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項」について、記載しないこととすると説明しておりましたが、その後の確認において、これらの項目は必須記載事項であったため、別紙のとおり記載いたします。

お詫び申し上げますとともに、訂正させていただきます。